

第2回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年8月25日(木) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

2番 大川里美委員 3番 志田敏朗委員 4番 恩田明雄委員
6番 齋藤俊介委員 7番 石栗聡委員 8番 齋藤学委員
9番 齋藤茂委員 10番 庄司正廣委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田暢委員 5番 五十嵐晃樹委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
第2 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 第2号議案 農用地利用集積計画の決定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局長 須藤輝一
事務局長補佐 渋谷淳
主任 松井亜紀子
会計年度任用職員 高橋加奈

- 議 長 　　ただ今より、第2回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(9 : 30)
- 総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。
したがって、3番 志田 敏朗 委員、4番 恩田 明雄 委員の2名を指名いたします。
- これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」及び日程第2 報告事項2「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」の報告を求めます。
事務局、説明願います。
- 松 井 主 任 　　(説明) ≪報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について≫
(説明) ≪報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫
- 議 長 　　以上で日程第1及び第2の報告を終わります。
次に、日程第3 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。
事務局からの説明を求めます。
- 松 井 主 任 　　(説明) ≪第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長 　　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手) (賛成7名、反対0名)
挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。
- 次に、日程第4 第2号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。
- 松 井 主 任 　　(説明) ≪第2号議案 農用地利用集積計画の決定について≫
議 長 　　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
7番 石栗 聡 委員
- 7 番 　　先程の合意解約の面積より農用地利用集積計画の契約の面積が1㎡増えていますが、何か測量で変わったのでしょうか。
- 松 井 主 任 　　結論的には測量により変更がありました。高倉204番の2006㎡の農地に道路がかかるため、分筆して204番1と204番2になりました。そ

の際測量したところ、204番1の面積が1㎡増えた、ということです。

以上です。

議

長

他にございませんか、意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、第2回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9 : 37)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 4 番